

## 2025 年度

### 大阪公立大学大学院文学研究科研究生募集要項（第 2 次募集）

#### 1 定員

若干名（本研究科の教育に支障をきたさない範囲で受け入れる。）

#### 2 登録申請資格

次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ① 4 年制大学を卒業した者又は登録開始の前日までに卒業見込みの者。
- ② 外国の大学において学士の学位を取得したもの又は登録開始の前日までに学士の学位を取得見込みの者。
- ③ 修士の学位を有する者又は登録開始の前日までに修士の学位を取得見込みの者。
- ④ 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は登録開始の前日までに授与される見込みの者。
- ⑤ 文学研究科において個別の登録申請資格審査を受け、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、登録開始の前日までに 22 才に達している者。

また、外国人は日本語能力試験 N2 もしくはそれに相当する日本語能力を有する者。

※登録申請資格⑤により申請しようとする者は、「登録申請資格審査申請書」等の提出が必要。出願前に杉本キャンパス学生サポートセンター文学研究科教務担当に申し出の上、指定された期日までに必要書類を提出すること。審査には 1 週間以上要するので、該当者は余裕を持って準備する事。

#### 3 登録時期

毎年 4 月を原則とする。

※本学における研究生の「登録」とは研究生で受け入れることを意味する。

#### 4 研究期間

1 年以内。

※ただし、4 年制大学卒業又はこれと同等の学力があるものとして認められた者については 6 か月以内。

※特に必要があると認めた場合には、別途手続きを経て期間延長を認めることがある。

※申請時、研究願には次のように記載のこと。

大学卒業者または、大学を卒業したものと同等と認められた者	2025 年 4 月 1 日～2025 年 9 月 30 日
大学院修了者	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 または 2025 年 4 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

## 5 事前相談

申請者は、指導を受けることを希望する文学研究科教員と事前に相談し、登録申請を許可された場合は提出書類（8）承諾書の作成を依頼すること。教員の連絡先は、次に記載の WEB サイトの「教員連絡先」（PDF）を確認すること。

<https://www.omu.ac.jp/lit/about/staff/>

## 6 登録申請書類

NO	提出書類	注意事項・備考
(1)	研究願	本学所定の書式
(2)	研究計画書	日本語で4,000字以上8,000字以内
(3)	過去3か月以内に撮影した写真2枚	たて4cm×よこ3cm 裏面に氏名記入 1枚は研究願に貼付、1枚は研究願にクリップ止め
(4)	検定料の領収証書のコピー	検定料 9,800 円 申請関係書類に同封の振込用紙で書類提出までに振込みを済ませること。振り込まれた検定料は返却しない。
(5)	結果通知用封筒 長形3号(120mm×235mm)の封筒に320円分(定形+特定記録)切手を貼付。	送付先住所・氏名を明記のこと。 (海外に発送を希望する者は事前に文学研究科教務担当に相談すること。)
(6)	最終学校の修了・卒業(見込)証明書の原本 ※a	本学文学研究科修了(見込)者または本学文学部卒業(見込)者及び登録申請資格審査により登録申請が認められた者は提出不要。 卒業証書原本、卒業証書を複写したものは不可
(7)	受入希望教員と相談のうえ、下記のいずれかを提出すること。 ・卒業論文の写し ・卒業論文に相当する研究論文の写し ・従来の研究についての報告書(4,000字以上)	左記提出書類が、日本語以外で作成されている場合は、日本語の要旨(2,000字以内にまとめたもの)も添付すること。
(8)	文学研究科研究生受け入れに関する専修(専攻)承諾書	受入教員が作成し、厳封したものを申請書類に同封すること。または、本人申請書類提出前に受入教員が事務に直接提出すること。

・被雇用者の方は下記の書類も提出すること。

(9)	雇用主の承諾書	書式不問
-----	---------	------

・外国人留学生は下記の書類も提出すること。

(10)	推薦書 ※b	最終出身大学長等が作成のうえ厳封したもの。
(11)	履歴書	本学所定の様式(研究願の裏面)

・外国籍の方は下記の書類も提出すること。

(12)	在留資格・期間を証明する書類	日本国内に居住する者 「在留カード」の両面コピー又は市区町村が発行する「住民票の写し(原本)」(国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの)を提出。 外国居住者又は短期滞在者 「パスポートのコピー」写真・国籍・氏名が掲載されているページと上陸許可(短期滞在者のみ)が掲載されているページを提出。
(13)	日本語能力試験(JLPT) N2もしくはそれに相当する日本語能力を有することを証明する書類 参考URL <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/hyoka_shiken">https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/hyoka_shiken</a>	日本語能力判定試験の成績表(日本語能力試験N2レベル以上もしくはそれ相当レベルのもの)または、本学様式にて、それ相当レベルであることを証明したもの(日本語学校長等が記入すること)

・登録申請資格⑤にて申請される方は下記の書類も提出。

資格認定通知書	原本を提出
---------	-------

※a 和文、英文以外のものについては、関係機関(出身大学、日本語学校、大使館等)の証明のある翻訳文も必ず提出すること。個人の署名や印では認めない。

※b 和文または英文に限る。

## 7 申請方法

申請しようとする者は、検定料を納付し、登録申請書類を取り揃え、提出すること。

郵送の場合、封筒の表に「研究生申請書類在中」と朱書き。

申請期間	2024年12月24日(火)～2025年2月28日(金) <b>※15時必着・持込可※</b>
申請方法	【直接提出】 杉本キャンパス 学生サポートセンター文学研究科教務担当 受付時間 10:00～12:00・13:00～15:00(土日祝日は除く)
	【郵送】 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 大阪公立大学 学生サポートセンター文学研究科教務担当 研究生係

### 【申請時の注意事項】

外国籍の方で日本の在留資格を有しない場合、在留資格の取得に時間を要するため、12月(第2次)募集での応募では、2025年4月 研究期間開始時までの入国に間に合わない場合がある。

## 8 選考方法

書類審査および試問等により選考する。試問を行う場合の日時は、個別に連絡する。

## 9 許可発表

登録許可者には「登録許可通知書」、登録不許可者には「登録不許可通知書」を郵送することによって、許可発表とする。登録許可者には登録手続関連書類を同封の予定。

3月10日(月)までに届かない場合は、3月11日(火)以降に学生サポートセンター文学研究科・教務担当に問い合わせること。

電話等による可否の照会には一切応じない。

## 10 登録手続

3月下旬予定

別途登録許可者に送付する登録手続関連書類にて通知予定。

大学院入試に合格した場合は、研究生を辞退することができる。詳細については、登録許可者宛に通知する。

## 11 学費

現行の金額は以下の通り。(改定が行われた場合は、改定後の金額が適用される。)

◎登録料 114,600円 (大阪府民及びその子 84,600円)

「大阪府民及びその子」とは、登録者本人もしくは登録者本人と同一戸籍にある父または母が、入学日の1年以上前から引き続き大阪府内に住所を有する者をいい、「登録料納付区分認定」の手続きを行う必要がある。日本国籍を有しない者も同一の要件。

◎授業料 年間356,400円 (1か月29,700円 ただし6か月単位で納入)

## 12 その他

- ① 登録申請手続書類は原則として返却しない。
- ② 登録申請手続書類が不足している場合は、申請を受理しないことがある。
- ③ 申請を取消す場合は、申請期間中に学生サポートセンター文学研究科教務担当まで申し出ること。
- ④ 選考の結果に関する照会には応じない。
- ⑤ 研究生には、学生運賃割引証の交付は適用されない。
- ⑥ 各公立大学キャンパスにある図書館の利用が可能。
- ⑦ 本学の秩序を乱したときは、登録許可を取消すことがある。
- ⑧ 登録を許可されたものは、研究期間終了の1か月前までに研究計画に基づく研究報告書(日本語では12,000字程度、英語では6,000words)を文学研究科長に提出する。ただし、この報告書は、原則として研究期間が1年もしくはそれ以上の期間に達した者に対して提出を求める。
- ⑨ 本学では、登録申請・検定の過程において収集された個人情報について、選考・登録手続関係・選抜方法研究・統計資料作成等、本学での学生生活関連業務に関して必要とされる範囲で利用する。その他の目的で利用する場合は、必ず本人に了解を得たうえで利用し、業務に必要な範囲で集めた個人情報を、第三者に提供することはない。
- ⑩ 大阪公立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく安全保障輸出管理に関する規程を定め、物品の輸出及び技術の提供の観点から、外国人留学生の受け入れについては、厳格な審査を実施している。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がある。

- ⑪ 既納の検定料は、次に定めるものを除き、還付しない。
  - (1) 検定料を支払ったが、登録申請しなかった場合
  - (2) 登録申請書類が不備等により受理されなかった場合
  - (3) 重複して検定料を支払った場合
  - (4) その他、本学の事由によって、登録申請をやむを得ず取り消す場合
- ⑫ 既納の登録料は、次に定めるものを除き、還付しない。
  - (1) 登録料を支払ったが、登録手続きをしなかった場合
  - (2) 登録申請書類が不備等により受理されなかった場合
  - (3) 重複して登録料を支払った場合
  - (4) その他、本学の事由によって、登録許可をやむを得ず取り消す場合
- ⑬ 外国人で在留資格を有しない場合は、入国に際し各自で手続きを行い在留資格の取得を見込める者。

#### 登録申請書類の請求方法

①文学研究科 研究生募集ページより

様式「研究願」「承諾書」ダウンロードする。

<https://www.omu.ac.jp/lit/admissions/research-student/>

②「検定料振込用紙」データをメールにて請求。※

請求先 kyik-lit-kyomu [at] ml.omu.ac.jp ([at]の部分を@と変更する)

※海外からの申請の場合はその旨明記すること。

大阪公立大学 文学研究科教務担当

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

電話：06-6605-2351・2353 e-mail：[kyik-lit-kyomu \[at\] ml.omu.ac.jp](mailto:kyik-lit-kyomu@ml.omu.ac.jp)

[at]の部分を@と変更する。